

四半期会計基準案、公表へ

制度調査部

吉井 一洋

四半期3ヶ月の損益は開示、表示科目・注記は簡素化

【要約】

2006年10月27日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、四半期財務諸表の作成基準案及び適用指針案を公表する旨を議決した。11月始めに公表される予定である。

ASBJでは、中間決算が無くなり四半期決算に統合されること、四半期末から45日以内に開示することを前提に、議論を行ってきた。

会計基準案・適用指針案では、四半期財務諸表として連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書の作成を求め、損益情報について四半期3ヶ月間の情報の開示も求めること、株主資本等変動計算書の作成は求めず重要な変動があった場合のみ注記すること、注記項目の簡素化を図ることなどが示されている。

ASBJ（企業会計基準委員会）では、2006年12月下旬までコメントを集め、コメントを受けて検討を続け、最終的な会計基準・適用指針をまとめる予定である。

2006年10月24日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、「四半期財務諸表の作成基準に関する会計基準案・適用指針案」の公表を議決した。

金融審議会は2005年7月7日に報告書「今後の開示制度のあり方について」（報告書の日付は6月28日）を公表し、現行の証券取引所の自主ルールによる四半期開示を証券取引法上の四半期報告制度に改めることとした。これを受けて2006年6月に「金融商品取引法」が制定され、2008年4月1日以後、上場会社等は、四半期報告書の作成・提出が法律上義務付けられることになった。そこで、ASBJでは2005年7月に四半期会計基準専門委員会を設置し、四半期財務諸表の作成基準に関する検討を続けてきた。2005年12月には、論点整理を公表し、コメントを集め、さらに検討を継続し、今回、公開草案の公表を議決するに至った。

四半期報告制度の導入により、中間決算（半期報告書）は無くなり、上場会社等の決算は、年度決算と四半期決算からなることになる。四半期報告書は45日以内に開示することとされている。

現行の半期報告書よりも情報のレベルをできるだけ下げないことと、開示の迅速性の両方の観点から検討が行われてきた。開示までの期間が45日以内であることを反映し、会計基準、表示科目、注記いずれも、現行の半期報告書よりは簡素化されている。

公開草案の概略は下記のとおりである。公開草案は早ければ11月1日に公表される予定であり、12月下旬までコメントを集め、引き続きASBJで検討を行う。

1. 四半期財務情報の範囲

四半期財務諸表としては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する。連結財務諸表を作成している場合は、個別財務諸表は不要である。

年度の決算では、この他に連結剰余金計算書に代わるものとして、株主資本等変動計算書がある。これについて、四半期で作成するか否かについて議論がなされた。公開草案では、経済界の要望や米国の実務を踏まえ、株主資本等変動計算書は四半期では作成を求めず、株主資本の金額に著しい変動があった場合に、主な変動事由の注記を求めることとしている。

2. 開示対象期間（累計情報 VS 累計情報+3ヶ月）

第2四半期、第3四半期の損益計算書情報について、財務諸表利用者の開示ニーズ等を踏まえ、期首から当該四半期末までの累計情報に加えて、対象となる四半期会計期間3ヶ月間の情報も開示を求めることとするか否かが問題となっていた。

公開草案では、財務諸表利用者の開示ニーズ等や米国基準等の国際的な会計基準での取扱いを踏まえ、四半記損益計算書関係の情報については、累計情報だけでなく、3ヶ月情報の開示を求めることとしている。

議論の過程では、一定期間は累計情報のみの開示とする経過措置の導入も検討されたが、公開草案ではこのような経過措置は設けないこととしている。

3. 会計処理

公開草案では、四半期会計期間又は期首からの累計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲において、簡便的な会計処理を認めている。

さらに、四半期特有の会計処理として、原価差異の繰延処理、後入先出法の売上原価修正、税金費用の簡便な計算を認めることとしている。

4. 開示

(1) 財務諸表の科目

公開草案では、四半期財務諸表の表示方法は、年度の財務諸表に準ずることとしている。ただし、四半期会計期間又は期首からの累計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲において、個々の表示科目を集約して表示することを認めている。主要な科目を独立掲記していない場合は、その科目及び金額を注記することとしているが、何が主要な科目に該当するかの判断は作成者側に委ねられている。金額の多寡によらず、財務諸表利用者にとって有用であるか否かで判断することとしている。

(2) 注記事項

連結方針の変更

重要な変更を行った場合はその旨及びその理由を記載する。

会計方針の変更等

会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由、及び直前事業年度又は直前四半期と同一の会計方針を適用した場合において計上される、期首からの累計期間に係る税金等調整前純損益等への影響額を注記することとしている。

第2四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合等の取扱い

当事業年度においては、上記の情報に加え、第2四半期以降に変更した理由、変更後の会計方針を適用した場合の、期首から直前の四半期会計期間末日までの累計期間に係る税金等調整前純損益等への影響額を注記することとしている。

翌事業年度においては、(翌期から見た)前年度に係る四半期会計期間及び期首からの累計期間に係る税金等調整前純損益等と、同期間に変更後の会計方針を適用した場合に算定される税金等調整前純損益等との差額を開示する。

簡便的な会計処理・四半期特有の会計処理の内容

セグメント情報

事業の種類別セグメント情報(売上高、営業損益)、所在地別セグメント情報(売上高、営業損益)、海外売上高を開示する。外部顧客への売上高とセグメント間の内部売上高とは区分せず開示する。

上記に加え、企業結合や事業分離などによりセグメント別の資産金額に、前事業年度末と比較して、著しい変動があった場合はその概要を注記することとしている。

1株当たり四半期純損益金額(EPS)、潜在株式数調整後の1株当たり四半期純損益及び当該金額の算定上の基礎。

算定上の基礎のうち、希薄化効果を有しないため、潜在株式数調整後の1株当たり四半期純損益の算定に含まれなかった潜在株式(例えば、MSCB)については、前年度末から重要な変動がある場合はその概要を記載する。

1株当たり四半期純資産額

四半期末の発行済株式数、自己株式数、新株予約権(自己新株予約権を含む)の目的となる株式数

ストック・オプションを新たに付与した場合及び重要な事項に変更がある場合には、その旨及びその内容

配当に関する事項

株主資本の金額に著しい変動があった場合には主な変動事由

継続企業の前提(ゴーイングコンサーン)に重要な疑義が存在する場合には、その旨及びその内容

営業収益・費用の季節的変動

重要な債務保証その他の重要な偶発債務

重要な企業結合に関する事項

重要な事業分離に関する事項

四半期連結財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象

四半期連結キャッシュ・フロー計算書における現金・現金同等物残高と、四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項

ストック・オプション等の会計基準適用による影響額(重要性がある場合)

前年度末と比較して著しく変動している資産・負債に関する次の情報

有価証券の時価情報

デリバティブ取引に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引の注記

担保提供資産の注記